

## ◁ 国外財産の贈与

**Q** : 今年度の税制改正では、国外財産を贈与する場合の取扱いが改正されるようですが、どのようになるのですか？

**A** : 受贈者の住所が国外で、かつ、国籍も国外の場合であっても、贈与者の住所が日本であれば、国外財産の贈与には贈与税が課税されることとなります。

### 【解説】

贈与税では、これまで、国外財産は次のように取り扱われ、一定の要件をクリアすれば贈与税がかかりませんでした。

- ① 受贈者が日本国籍を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。
- ② 受贈者が日本国籍を有していても、贈与者とともに贈与前5年以内に住所を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。

しかしながら、最近では、子供などを海外に住ませ、外国籍を取得させたいという人が増えてきたことから、今年度の税制改正では、次のように改正されることとなりました。

- ① 贈与者の住所が国外で、受贈者が日本国籍を有しておらず住所が国外にある場合は、国外財産は贈与税の対象にならない。
- ② 受贈者が日本国籍を有していても、贈与者とともに贈与開始前5年以内に日本に住所を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。

なお、この改正は、平成25年4月1日以後の贈与から適用されます。

